

◎新潟県教育委員会告示第4号

新潟県立学校教職員の任免関係取扱規程（昭和50年12月新潟県教育委員会告示第10号）の一部を次のように改正する。

平成30年3月2日

新潟県教育委員会

教育長 池田幸博

次の表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動後項等」という。）に対応する同表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動項等」という。）が存在する場合には当該移動項等を移動後項等とし、移動後項等に対応する移動項等が存在しない場合には当該移動後項等（以下「追加項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示及び追加項等を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(用語の定義)</p> <p>第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 出向 職員としての身分を中断することなく、任命権者を異にする他の機関の職へ異動させることをいう。</u></p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p><u>(6)</u> (略)</p> <p><u>(7)</u> (略)</p> <p><u>(8)</u> (略)</p> <p><u>(9)</u> (略)</p> <p><u>(10)</u> (略)</p> <p><u>(11)</u> (略)</p> <p><u>(12)</u> (略)</p> <p><u>(13)</u> (略)</p> <p><u>(14)</u> (略)</p> <p><u>(15)</u> (略)</p> <p><u>(16)</u> (略)</p> <p><u>(17)</u> (略)</p> <p><u>(18)</u> (略)</p> <p><u>(19)</u> (略)</p> <p><u>(20)</u> (略)</p> <p><u>(21)</u> (略)</p> <p>(辞令書)</p> <p>第17条 第3条第3号から第21号までに掲げる行為を行う場合は、別記様式による辞令書を交付して行う。ただし、同条第4号から第8号までに掲げる行為を行う場合は、文書その他適当な方法をもって辞令書の交付に代えることができる。</p> <p>(別記様式)</p> <p style="text-align: center;">辞令書</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">辞令書記入要領</p> <p>I (氏名) 欄の記入</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p><u>(6)</u> (略)</p> <p><u>(7)</u> (略)</p> <p><u>(8)</u> (略)</p> <p><u>(9)</u> (略)</p> <p><u>(10)</u> (略)</p> <p><u>(11)</u> (略)</p> <p><u>(12)</u> (略)</p> <p><u>(13)</u> (略)</p> <p><u>(14)</u> (略)</p> <p><u>(15)</u> (略)</p> <p><u>(16)</u> (略)</p> <p><u>(17)</u> (略)</p> <p><u>(18)</u> (略)</p> <p><u>(19)</u> (略)</p> <p><u>(20)</u> (略)</p> <p>(辞令書)</p> <p>第17条 第3条第3号から第20号までに掲げる行為を行う場合は、別記様式による辞令書を交付して行う。ただし、同条第4号から第7号までに掲げる行為を行う場合は、文書その他適当な方法をもって辞令書の交付に代えることができる。</p> <p>(別記様式)</p> <p style="text-align: center;">辞令書</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">辞令書記入要領</p> <p>I (氏名) 欄の記入</p>

規程第3条第3号から第21号までに掲げる場合に該当する事実に係る者の氏名を記入する。

II (略)

III (発令事項) 欄の記入

規程第3条第3号から第21号までに掲げる場合に該当する事実を原則として上欄から、身分、職名、兼職、給料、勤務校、兼務、担当課程の順に次例により記入する。

1 (略)

2 出向

○○へ出向を命ずる

3 (略)

4 (略)

5 (略)

6 (略)

7 (略)

8 (略)

9 (略)

10 (略)

11 (略)

12 (略)

13 (略)

14 (略)

15 (略)

16 (略)

17 (略)

18 (略)

19 (略)

IV (略)

規程第3条第3号から第20号までに掲げる場合に該当する事実に係る者の氏名を記入する。

II (略)

III (発令事項) 欄の記入

規程第3条第3号から第20号までに掲げる場合に該当する事実を原則として上欄から、身分、職名、兼職、給料、勤務校、兼務、担当課程の順に次例により記入する。

1 (略)

2 (略)

3 (略)

4 (略)

5 (略)

6 (略)

7 (略)

8 (略)

9 (略)

10 (略)

11 (略)

12 (略)

13 (略)

14 (略)

15 (略)

16 (略)

17 (略)

18 (略)

IV (略)